

諮問日：令和3年3月8日（令和2年度（最情）諮問第38号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第10号）

件名：「官報原稿の送付」と題する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生の修習を終えた者」に関する官報公告（73期司法修習に関する分）を掲載するために、最高裁が国立印刷局に送付した、「官報原稿の送付」と題する文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年1月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和3年1月13日付けの官報号外第7号からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所においては、令和2年4月から、国立印刷局へ官報原稿を送付する際、省庁用官報原稿オンライン受付システム（G-MAS）を利用して入稿しており、その際には、「公文管理項目情報」と題するフォーマットにより入稿している。そのため、「官報原稿の送付」と題する文書を国立印刷局に送付しておらず、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所においては、令和2年4月から、国立印刷局へ官報原稿を送付する際、省庁用官報原稿オンライン受付システム（G-MAS）を利用して、「公文管理項目情報」と題するフォーマットにより入稿していることが認められる。上記の入稿の作業はオンライン受付システムにより行われることからすると、別途、官報原稿の送付作業を文書によって行う必要はないといえることができる。

したがって、「官報原稿の送付」と題する文書を国立印刷局に送付することではなく、本件開示申出文書は作成又は取得していないとする上記最高裁判所事務総長の説明は不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正 人

委 員 長 戸 雅 子